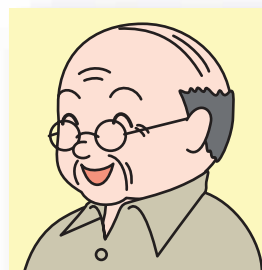


# かながわの国民保護

武力攻撃やテロから身を守る



神奈川県

# はじめに

平成16年9月、わが国に対する外部からの武力攻撃などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とした国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が施行されました。

このパンフレットは、国民保護措置の内容や武力攻撃、大規模テロなどが発生した際の県民の皆さんの行動基準などについてとりまとめたものです。

●このマークをご存知ですか？



このマークは、国民保護を行う人たちや場所などを識別するため、ジュネーブ諸条約等で定められている標章です。

## 国民保護とは

国民保護とは、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体、財産を守るためのしくみです。

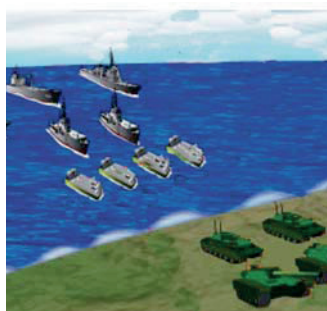
万が一武力攻撃等の事態が起こった場合には、国、県、市町村などが協力して迅速に避難誘導や救援を行い、住民の皆さんを守ります。

## 国民保護措置の対象となる事態

### 武力攻撃事態

わが国に対する外部からの武力攻撃については、次の4つの類型が想定されています。

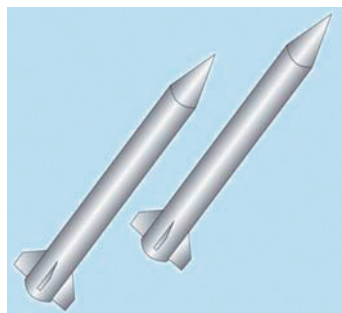
着上陸侵攻



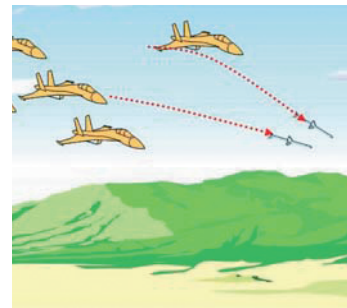
ゲリラ・特殊部隊による攻撃



弾道ミサイル攻撃



航空攻撃



### 緊急処理事態

武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する事態であり、次のものが想定されています。

石油コンビナート施設等に対する攻撃



大規模集客施設やターミナル駅等に対する攻撃



核物質入り爆弾等による放射能の拡散等



航空機などによる自爆テロ



# 国民保護措置の内容

## 警報発令 避難指示

国は、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体、財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令や避難措置の指示を行います（対処に時間的な余裕のない緊急の情報は、Jアラート（※）により、市町村の防災行政無線等を通じて、住民の皆さんに瞬時に伝達されます）。

県は、警報の内容や避難の指示を、市町村を通じて住民の皆さんに速やかに伝えます。（テレビ・ラジオ放送や市町村の防災行政無線などを利用します）。

国

【警報の発令・通知】

【避難措置の指示】

- 住民の避難が必要な地域
- 住民の避難先となる地域
- 住民の避難に関して関係機関が講じるべき措置の概要

都道府県

【警報の通知】

【避難の指示】

- （国の指示に加え）
- 主要な避難の経路
- 避難のための交通手段
- その他避難の方法

市町村

【警報の伝達】

【避難住民の誘導】

- 避難実施要領の作成
- （要領の中身）
- ・具体的な避難の方法
- ・誘導の方法等

※Jアラート・・・弾道ミサイル発射情報、緊急地震速報、津波警報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星等を用いて送信し、市町村の防災行政無線等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステム。

## 救 援

県は、市町村と協力し、避難所の設置、食料や水の供給など避難住民の救援活動を行います。

また、安否情報を収集し、皆さんからの問い合わせにお答えします。

国（対策本部）

救援の指示

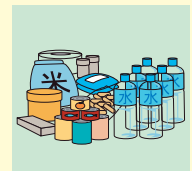
都道府県知事  
指定都市の長  
（市町村長）

救援の実施

避難所の設置



食品や生活必需品の供給



医療の提供



安否情報の提供



## 被害の最小化

県は、国、市町村、施設管理者などと連携して、武力攻撃等による被害をできるだけ小さくするよう対処します。

警戒区域の設定と区域内への立入制限



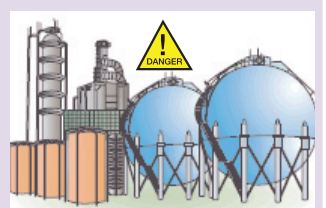
消火、救急、救助活動



生活関連等施設（ダム、鉄道施設など）の安全の確保



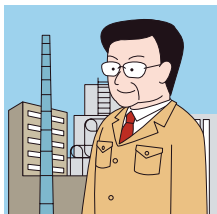
危険物、毒物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止・制限など



# 国民の権利および義務に関する措置について

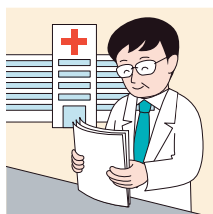
武力攻撃の際の避難住民の救援等に際しては、下記のように皆さんの自由と権利に制限が加えられる場合がありますが、その実施にあたっては、憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、制限を加える場合でも、必要最小限の範囲で、公正かつ適正な手続のもとに行います。また、土地等の使用に係る損失補償や不服申立てなど、権利・利益の救済も行います。

## 原子炉の事業者などに対して



原子炉や危険物質などによる危険防止のため、国の機関の長などが、運転停止など必要な措置を講ずるよう命令することがあります。

## 医療関係者に対して



避難住民等の救援のため、県知事などが、医療の提供を要請します。なお、正当な理由なく拒否したときは医療の提供を指示することがあります。

## 物資を取り扱う事業者に対して



避難住民等の救援のため、県知事などが医薬品、食品などの物資について保管を命令し、売渡しを要請します。なお、正当な理由なく拒否した場合は収用することがあります。

## 土地の所有者、施設管理者などに対して



避難住民等の救援のための収容施設又は医療施設を確保するため、県知事などが土地、家屋などを所有者の同意を得て使用することがあります。

ただし、正当な理由なく拒否したとき、所有者と連絡がとれないときなどは同意を得ないで使用することがあります。

また、武力攻撃災害への応急措置として、市町村長または県知事が土地、建物などを使用または収用することがあります。

# 万一のときのために準備しておきましょう

## 避難する時の持ち出し品

- 飲料水
- 食品（缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
- 貴重品（預金通帳、印鑑、現金、パスポート、運転免許証など）
- 救急用品（常備薬、三角巾、包帯、ガーゼ、ばんそうこう、体温計、消毒液、はさみ、ピンセット、安全ピンなど）
- 軍手（厚手の手袋）
- 懐中電灯
- 衣類（セーター、ジャンパー類）、下着
- 携帯ラジオ（小型のもの）、予備の電池
- マッチ、ろうそく（水にぬれないようビニールでくるむ）
- 使い捨てカイロ
- ウェットティッシュ
- 筆記用具
- 乳幼児のいる場合はミルク、ほ乳びん、おむつ等も



## 数日間自活するための備蓄品

- 飲料水（大人一人当たり一日3リットルが目安）
- ごはん（水やお湯で戻して食べられるアルファ米が便利）
- 缶詰、レトルト食品、ビスケット、板チョコなど、そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるもの
- 下着 2～3組
- 衣類 スウェット上下、セーター、フリースなど

## さらに…

- ・新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立ちますので備えておきましょう。
- ・攻撃の手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合は、皮膚の露出を極力抑えるために、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用して避難することが必要になる場合がありますので、これらについても備えておきましょう。



# 身の安全を守るために

## 警報が発令されたら

### 屋内にいる場合

- ・ドアや窓を全部閉めてください。
- ・ガス、水道、換気扇を止めてください。
- ・ドア、壁、窓ガラスから離れて座ってください。

### 屋外にいる場合

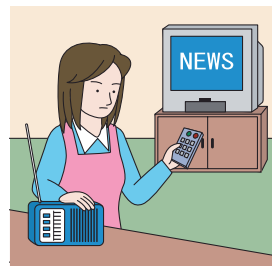
- ・近くの堅牢な建物や地下街など屋内に避難してください。

### 自家用車を運転している場合

- ・できる限り道路外の場所に車を止めてください。
- ・やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならないようにしてください。

### 情報収集

警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。



## 避難の指示が出されたら

### 自宅から避難所へ避難する場合

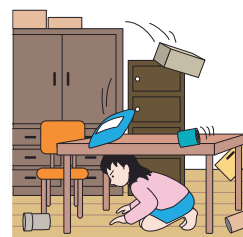
- ・ガスの元栓をしめ、電気のコンセントを抜いておきましょう。ただし、冷蔵庫のコンセントはさしたままにしておきましょう。
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用しましょう。
- ・パスポートや運転免許証など、身分を証明できるものを持参しましょう。
- ・家の戸締りをしましょう。
- ・近所の人に声をかけましょう。
- ・避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難しましょう。



## 警報がなくても

### 身のまわりで急な爆発が起きたら

- ・姿勢を低くし、身の安全を守りましょう。
- ・周囲で物が落下している場合は、落下がとまるまで、頑丈なテーブルなどの下に身を隠しましょう。
- ・爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れましょう。
- ・警察や消防の指示に従って、落ち着いて行動しましょう。
- ・テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めましょう。



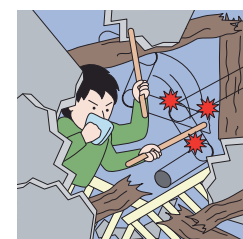
### 火災が発生したら

- ・できるかぎり低い姿勢をとり、急いで建物から出ましょう。
- ・口と鼻をハンカチなどで覆いましょう。



### がれきにとじこめられたら

- ・ライターやマッチを使用しないようにしましょう。
- ・動き回って粉じんをかきたえないようにしましょう。
- ・口と鼻をハンカチなどで覆いましょう。
- ・自分の居場所を周りに知らせるために、配管などを叩きましょう。
- ・粉じんなどを吸い込む可能性がありますので、大声を上げるのは最後の手段としましょう。



# 事態別の対処方法

国民保護の対象として想定されている事態における対処方法は次のとおりです。万が一の場合に備え、知っておいてください。

## ゲリラや特殊部隊による攻撃

### 攻撃の特徴

- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的です。しかし、原子力発電所など、攻撃目標とされた施設の種類によっては、被害が拡大するおそれがあります。



### 対処方法

- 突発的に被害が発生することもあるため、攻撃当初は一旦屋内に避難しましょう。その後状況に応じて行政機関からの指示に従い、適切に避難しましょう。

## 化学剤・生物剤による攻撃

### ○化学剤

- 神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類され、においがするもの、しないものなど各種あります。
- 風下方向に拡散します。空気より重いサリンなどの神経剤は下をはうように広がります。
- 目の充血、咳込み、かゆみなどの症状が現れます。

### ○生物剤

- 人や動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした細菌やウイルスなどの微生物、あるいは動植物などが作り出す毒素が例として挙げられます。

### 攻撃の特徴

- 触れたり、吸引したりすることで人体に悪影響を及ぼすことから、飲食物や日用品への混入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられます。
- 生物剤は発症までに潜伏期間があり、その間に感染が広がる場合があります。

### 対処方法

- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上の高台などに避難しましょう。
- 屋内にいる場合は、窓を閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。
- 2階建て以上の建物であれば、なるべく上の階へ移動しましょう。



- 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分してください。
- 汚染された衣服、特に頭からかぶる服を脱ぐ時は、露出している皮膚に触れないようはさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉しましょう。その後、水とせっけんで手、顔、体をよく洗いましょう。

- 行政機関の指示などに従い、医師の診断を受けましょう。治療は一刻を争います。

- 飲食物などの状況が怪しいと感じたらすぐに周囲に知らせ、警察や消防に通報してください。
- 安全が確認されるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避けましょう。



## 弾道ミサイルによる攻撃

### 攻撃の特徴

- 発射前に着弾地域を特定することは極めて困難であり、かつ、短時間での着弾が予想されます。
- 弾頭の種類（通常弾頭か、核・生物・化学弾頭か）を着弾前に特定するのが困難です。
- 弾頭の種類に応じて被害の状況や対応が異なります。

### 対処方法

- 攻撃当初は屋内に避難し、その後状況に応じて行政機関からの指示に従い、適切に避難しましょう。
- 屋内に避難する時は、なるべく堅牢な建物や地下街などに避難しましょう。

## 核物質による攻撃

### 攻撃の特徴

- 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風などによる殺傷、建物の破壊等であり、その後、放射能汚染による被害が生じます。
- 放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボムと呼ばれます）による被害は、核爆発ほど大きな被害は生じませんが、爆発による被害と放射能による被害をもたらします。

### 対処方法

#### （爆発時）

- 閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので、見ないでください。
- とっさに遮蔽物の影に身を隠すか、溝や窪地に伏せましょう。

#### （避難）

- 近隣に建物があればその中へ避難しましょう。地下施設やコンクリート建物であればより安全です。
- 上着を頭からかぶり、口と鼻をハンカチで覆うなどにより、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、爆発地点からなるべく遠く離れましょう。その際、風下を避け風向きとなるべく直角の方向に避難しましょう。
- 屋内では窓を閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。
- 屋内に地下施設があれば地下へ移動しましょう。
- 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物質を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉しましょう。その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう。
- 被ばくや汚染のおそれがあるため、自覚症状がなくても行政機関の指示などに従い、医師の診断を受けましょう。
- 安全が確認されるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避けましょう。



# ご協力をお願いします

国民保護措置の実施には皆様のご協力が必要です。

○不審者や不審物を発見したら、警察署や消防署などにすぐに通報をお願いします。

○県や市町村が行う訓練に参加するなど、日ごろからの備えを行ってください。

## 住民の皆さんへのお願い

・避難をする時は、自分の安全を確保できる範囲でお年寄りや障害を持った方などをたすけてください。



・避難先では、県や市町村が行う飲食料等の提供作業などにご協力をお願いします。

## 事業主の皆さんへのお願い

- ・普段から施設の危機管理の強化に努めてください。
- ・警報や避難の指示が出されたら、従業員や施設内の人々への情報の伝達、避難誘導を行ってください。
- ・屋内避難が必要になった場合は、施設内への緊急避難にご協力ください。



# もっと詳しいことについては…

## 神奈川県国民保護計画

- ・県政情報センター（神奈川県庁第2分庁舎2F）又はお近くの県政総合センター内、県政情報コーナーで閲覧できます。
- ・また、内容は神奈川県のホームページでもご覧になれます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/saigai/kokuminnhogo/kokuminnhogo-top.html>

## 国民保護の仕組みに関する詳しい情報

○国民保護ポータルサイト（内閣官房） <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

- ・国民保護のための仕組みや国の取組みが掲載されています。
- ・国民保護に係る警報のサイレン音を聞くことができます。

○総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>

- ・国民の保護に関する懇談会の資料など、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整等を行う消防庁の取組みが掲載されています。

○神奈川県の国民保護

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/saigai/kokuminnhogo/kokuminnhogo-top.html>

- ・国民保護に係る県の取組みを掲載しています。



神奈川県安全防災局危機管理対策課

横浜市中区日本大通1(〒231-8588) 電話045-210-1111(代表)



古紙配合率100%再生紙を使用しています